

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう平成23年 10月25日
(2011年)
毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)第1812号
定価 1部20円

発行 全国市議会議員会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

中川秀美・病院協会長
(徳島市)財政措置求める
要望などを決定

病院協役員会

全国自治体病院経営都市議
会協議会(会長 中川秀美・
徳島市議会議長)が10月17
日、山口県・下関グランドホ
テルで正副会長・監事・相談
役会議を開催。関谷博・下関
市議会議長らのあいさつのの
ち、不採算医療を担い経営状
況が苦しい自治体病院に対
し、国による財政措置などを
求める要望を決定した。

病院協では、年末予算編成
の動向を注視しつつ11月中旬
から下旬の適切な時期、正副
会長・監事・相談役で構成す
る実行運動班を組織し、要望
実現を図るため関係各方面へ
働き掛ける予定としている。



関谷博・会長のあいさつ
左写真IIで幕を開けた第6回
全国市議会議長会研究フォー
ラムin青森。青森市文化会館
に集まった約2400人にも
及ぶ参加者は10月12日から13
日の2日間、わたり、地方議
会のあり方について研鑽を積
んだ。【次号に特集を掲載】

研究フォーラムを
青森市で本会開催

基調講演は増田元総務相

1日目の開会式では関谷会
長に続き、開催地を代表し花
田明仁・青森市議長らがあい
さつ。次いで基調講演では
「二元代表制と地方議会改
革」と題し、増田寛也・元総
務相が壇に立った。パネル
ディスカッションでは、コ



ディネーターに新藤宗幸・東
京市政調査会研究担当常務理
事を迎え、4人のパネリスト
とともに地方議会と直接民主
主義について議論を深めた。
2日目はコディネーター
を牛山久仁彦・明大政経学部
教授が務め、4人の地方議会
代表者とともに議会基本条例
に関し課題討議を実施した。
なお、今回の開催地は愛媛
県松山市。閉会式ではフォー
ラム開催旗が花田・青森市議
長から、寺井克之・松山市議
長へ手渡されたII右上写真。

ひとづくり・まちづくり
～明日への挑戦～平成
23
年度版

全国都市の特色ある施策集

全国市議会議長会
National Association of Chairpersons of City Councils

23年度版

施策集を刊行
全市区へ発送

本会

本会編集による平成23年度
版「全国都市の特色ある施策
集 ひとづくり・まちづくり
～明日への挑戦～」が、9月
30日付で刊行となりました。
昭和55年の初刊行以来9巻
目を数える23年度版には、4
97の都市から1164にも
及ぶ施策が寄せられ、議会を
はじめ地方自治へ携わる者に
とり、必携の書を刊行できた
ものと自負しております。

タイトルに掲げたテーマが
示すとおり23年度版の本書で
は、「人」と「まち」を結ぶ
各都市の取り組みを中心に施
策を収録。本書を紐解くと、
財政状況が苦しいなか各都市
が知恵を絞り、地域住民への
サポートに注力している現状
を知ることができま。

また、23年度版より本書全
文は、本会ホームページ内専
用サイト「市議会施策システ
ム」から閲覧することを可能
としています。本書の内容を
広く世に示すことで、自治体
運営に対する一層の市民参画
の機会創出を願っています。

なお、本書につきましては
10月7日、全国の市区議会事
務局へ1部を送付いたしました。
さらに追加で本書が必要
な場合には、(株)ぎょうせ
いへ問い合わせください。

☎0120(953)431



【上】8月24日に開かれた第1回総会で菅直人総理(当時)から西尾勝会長へ諮問文が手交され、第30次地政調が発足した【下】9月15日開催の第1回専門小委には本会を代表し関谷博会長が出席。自治法改正案に盛り込まれた「議長等が臨時会の招集請求をしても議長が議会を招集しない場合の議長への招集権付与」などを評価するとともに「条例制定・改廃の特設請求における地方税の賦課徴収の除外規定を削除」する案件は、選挙目的の減税協約を掲げる勢力の存在を警戒し慎重に対処するべきとの認識を示した。



【論点整理】第30次地制調審議の行方を追う

諮問事項は議会のあり方など

【諮問文の内容】

地方制度調査会設置法(昭和27年法律第310号)第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方などについて、地方自治の一層の推進を図る観点から調査審議を求める。

平成23年8月24日
内閣総理大臣 菅 直人

自治法一部改正案を年末に答申

政権が交代し平成21年9月16日に鳩山内閣が発足して以来、民主党政権下では休眠状態に置かれていた地方制度調査会。直近の第29次調査会が「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」「監査機能の充実・強化」などについて答申を取りまとめたのち、活動を停止していた地政調が23年8月24日、第1回総会を開き活動を開始した。

第30次調査会に諮問された



第29次地政調第3回総会で意見を述べる藤田博之会長(当時、広島市議会議長)

審議項目は▽議会のあり方をはじめとする住民自治のあり方▽我が国の社会情勢や地域社会などの変容に対応した大

解説

【地方制度調査会】地方制度調査会設置法に基づき、総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議する内閣府の付属機関。昭和27年の第1次調査会以来、29次にわたって設置されてきた。委員は、国會議員、自治体の首長や議長、産業界、マスコミ、学識経験者から選ばれる。委員の任期は2年。

第30次調査会は8月24日に発足。民主党は政権交代後、地政調に代えて総務大臣を議長とする地方行政検討会議を設置し、地域主権改革に向けた議論を重ねてきた。今後は、地政調に議論の場を移し、自治法の抜本改正を目指す。



第29次地政調第4回総会で意見を述べる五本幸正会長(当時、富山市議会議長)

議長の議会招集権

第29次調査会の答申では、議長への議会招集権の付与について、「現行の臨時会招集請求権」の運用状況を見つつ引き続き検討していくべきとされ、第30次調査会へ引き継

がれた格好となっている。今回、審議対象となっている自治法改正案では地方議会制度について、臨時会の招集権と合わせ「地方議会の会期」の規定が盛り込まれている。

り方―の3点。諮問文は上掲。第30次調査会の第1回総会では、住民自治の強化規定などを盛り込んだ地方自治法の一部改正案概要を3面掲載。これについて、まず審議することとされた。改正案の答申は年内に取りまとめる予定としている。

審議にあたっては、学識経験者委員の18人からなる専門小委員会を設置。専門的に議論を重ね、ある程度の審議が進んだ段階で専門小委の意見

を総会へ報告する。9月15日に開催された第1回専門小委には、関谷博・本会会長(下関市議会議長)ら地方六団体代表も出席し、地方自治を担う現場の声を専門小委の場へ届けたばかり。関谷会長は自治法改正案に「臨時会の招集権」「専決処分」「条例公布」などに関する改正が加えられることについて評価し、早急な法改正が必要との認識を示した。本紙第1810号。

「議長への議会招集権の付与」は、本会が継続して実現を求めてきた項目。第29次調査会では、第3回総会で藤田博之・本会会長(当時、広島市議会議長)、第4回総会で五本幸正・本会会長(同、富山市議会議長)が、それぞれ実現を求めてきた項目でもある。

会期に関する規定案は、いわば実質的に「議長へ議会の招集権」を付与するものと考えられることができる。改正案では「条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができる」と規定。通年会期制を導入した

【3面へ続く】

【地方自治法の一部を改正する法律案の概要(改正事項)】

- (1) 地方議会制度
 - ① 地方議会の会期
 - ・ 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。
 - ※ 通年の会期とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。
 - ※ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日(毎月1日以上)を条例で定める。一方、長は随時会議の開催を請求できることとする。
 - ※ 長等の議場への出席義務については、定例日の審議及び議案の審議に限定。
 - ② 臨時会の招集権
 - ・ 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。
 - ③ 議会運営
 - ・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任等に関する事項を条例に委任する。
 - ・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。
- (2) 議会と長との関係
 - ① 再議制度
 - ・ 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件に拡大する。
 - ※ 条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。
 - ・ 収支不能再議を廃止する。
 - ② 専決処分
 - ・ 副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
 - ・ 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措置を講じなければならないこととする。
 - ③ 条例公布
 - ・ 長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。
- (3) 直接請求制度
 - ・ 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。
 - ※ 現行：有権者数の3分の1(40万を超える部分については6分の1)
 - 改正後：有権者数の3分の1(16万から40万の部分については6分の1、40万を超える部分については10分の1)
 - ・ 条例制定・改廃請求の対象から地方税の賦課徴収等を除外している規定を削除する。
- (4) 住民投票制度の創設
 - ・ 大規模な公の施設の設置について、条例で定めるところにより、住民投票に付することができることとする。
 - ※ 条例で定める大規模な公の施設の設置を議会が承認した後、住民投票を実施し、住民投票で過半数の同意がなければ、当該公の施設は設置できない。
- (5) 国等による違法確認訴訟制度の創設
 - ・ 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。
- (6) 一部事務組合・広域連合等
 - ・ 一部事務組合等からの脱退の手続を簡素化する。
 - ・ 一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。
 - ・ 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

【2面から続く】

場合、招集行為は初回のみ必要となり、以降は自動的に議会が招集される制度となる。

しかし依然、議会を招集する主体は首長のまま。我が国

の地方自治制度は、二元代表制を採用しているにもかかわらず、議会の代表者である議長が議会を招集できない状態は不自然。招集権については、過渡的な段階と考えたい。

議会と首長の関係

自治法の一部改正案では、長による専決処分についても触れられている。副知事や副市町村長の選任について、専決処分の対象から除外。また、条例・予算の専決処分を議会が不承認とした場合、長は条例改正案の提出、補正予算の提出などを義務付ける。

第1回専門小委では、斎藤誠委員(東京大学教授)が専決処分について「条例であれ、予算であれ、本来は議会が議決するのが原則」「(専決処分は)例外として認めている」と指摘。条例や予算が不承認となった場合には、長が必要な措置を講じることが必要である。

地方税の直接請求

条例制定・改廃請求の対象から、地方税の賦課徴収等を除外する規定を削除する方針

が改正案では示されている。地方税は、住民が最も強い関心を寄せる案件の1つ。原

認識を示した。専決処分の対象は元来、議会の議決・決定を経るべきものであり、斎藤

委員が指摘するとおり例外措置。改正案の規定は当然だろう。

【参考(直接請求に関し)】 昭和23年6月5日衆議院治安及び地方制度委員会 鈴木俊(政府委員)

「地方団体の行政並びに行政を維持する経費の根本になりますいろいろな財政関係、その他緊急事態に際します治安関係のもの、こういうものは住民の直接請求権をかりに規定いたしましたとしても、結局において団体の経費を維持するために、とるべきものはとらなければならないということになりますし、また緊急事態の治安維持のために必要なものはどうしてもこれはやらなければならないと思いますので、50分の1以上の署名調印を求めて、いろいろな運動をするということ自体がそう重大な意味をもつものではない。かえっていろいろな運動の経費その他の点において無用の出費を来すというようなことも考えられますので、また経費が軽くなるということにつきましては、住民はそのこと自体何人も不賛成のものはないと思いますので、そういう調印をとることが、あまり意味がないと思います」

行事予定

- ▽11月11日 全国市議会議長会 Ⅱ 理事会(午前11時、全国都市会館)、評議員会(午後1時半、日本都市センター)、会計監査(午後3時半、全国都市会館)
- ▽11月14日 市議会議員共済会 Ⅱ 業務監査(上半期・午後1時半、ルポール麹町) Ⅲ 理事会(午後3時半、同)
- ▽11月15日 社会文教委員会 Ⅱ 正副委員長会議(午前11時半、全国都市会館)、委員会(午後1時半、弘済会館)

市政 ニュース

生誕100年・信楽町名誉町民40周年 岡本太郎と信楽展

企画展で甲賀市から芸術を発信

平成16年10月、旧水口町、旧甲南町、旧甲賀町、旧土山町、旧信楽町の5町が合併し誕生した滋賀県甲賀市。同市



写真は座ることを拒否する椅子

の信楽は、陶磁器・信楽焼の産地として全国的に名を馳せています。昨年、信楽では「信楽まちなか芸術祭」を開催。千年を超える歴史に支えられた陶器の都であるとともに、今や国内外の陶芸家が集まる国際的な顔も持ち合わせた信楽の地で、地域の財産を活用し芸術を通じた情報発信に取り組みました。

芸術家として著名な岡本太郎氏も、信楽と関わりを持つ人物の1人。旧信楽町の名誉町民となつてから40周年を迎える本年、甲賀市では同氏の生誕100年をも記念し「岡本太郎と信楽展」を開催することとしました。同氏の企画展開催にあたり、甲賀市では▽万国博と信楽との関わり▽信楽で制作されたレリーフのパネル展示▽代表作・座るこ

とを拒否する椅子展示▽ゆかりの陶芸作家の作品展——などを実施することとしています。開催期間は11月1日から12月18日。入場は無料とし、多くの人が訪れ芸術に親しむ機会を提供しようとする取り組みとなっています。

は、東京オリンピック開催に備え建設された国立代々木競技場。体育館ロビーを飾る陶板レリーフ「競」「眼」「走」「足」「手」の制作は信楽で行われました。5面の陶板レリーフ制作後も、何度となく信楽を訪れた同氏。大阪万博モニュメント「太陽の塔」の背面レリーフ「黒い太陽」も信楽で制作されています。同氏の芸術活動が、滋賀の陶芸に与えた影響は少なくありません。岡本氏の業績を再評価しつつ、信楽から同氏の偉業を全国へ発信します。

議会人事	
▽議長	古川隆史(9・9)
▽盛岡	村田芳三(9・12)
▽須賀川	鈴木忠夫(9・13)
▽益田	石田米治(9・13)
▽郡山	大内嘉明(9・14)
▽塩竈	嶺岸淳一(9・20)
▽秦野	高橋照雄(9・20)
▽釜石	海老原正人(9・21)
▽八潮	森伸一(9・21)
▽八街	鯨井眞佐子(9・21)
▽倉吉	谷本修一(9・21)
▽八代	古嶋津義(9・21)
▽多賀城	板橋恵一(9・22)

全国市議会議員互助会の皆様へ

全国市議会議員 医療保険制度

医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)

団体割引
20%
OFF

このたび
市議会議員のための新しい団体保険制度が
スタートします!!

全国市議会議員
医療保険制度の
お得なポイント!



POINT 1 団体のスケールメリットで保険料が2割引!

POINT 2 先進医療に対応しています!

POINT 3 日帰り入院から補償!

POINT 4 退職後も更新加入できます!

保険期間 平成24年1月1日午前0時から平成25年1月1日午後4時まで1年間

このご案内は医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)の概要についてご紹介したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店または引当保険会社までお問い合わせください。

11-T-03945 2011年8月作成

※詳しくは、平成23年8月24日付で市議会事務局に送付済みのパンフレットをご覧ください。

〈問合先〉全国市議会議員会長 総務部 ☎03-3262-5233

▽羽曳野	笠原由美子(9・27)
▽摂津	嶋野浩一朗(9・27)
▽有田	堀川明(9・27)
▽宇和島	土居秀徳(9・27)
▽海津	森昇(9・28)
▽副議長	
▽柏	橋口幸生(9・9)
▽盛岡	佐々木信一(9・12)
▽須賀川	森新男(9・13)
▽益田	山根哲朗(9・13)
▽郡山	太田忠良(9・14)
▽塩竈	鈴木昭一(9・20)
▽釜石	川口薫(9・20)
▽秦野	佐々木透(9・21)
▽八潮	服部清二(9・21)
▽八街	湯浅祐徳(9・21)
▽倉吉	佐々木敬敏(9・21)
▽八代	増田一喜(9・21)
▽陸前高田	
▽多賀城	千田勝治(9・22)
▽袖ヶ浦	藤原益栄(9・22)
▽羽曳野	遠山修(9・22)
▽羽津	田仲基一(9・27)
▽有田	村上英明(9・27)
▽宇和島	万賀幸雄(9・27)
▽三条	大窪美代子(9・27)
▽海津	西川哲司(9・28)
▽事務局長	山田武(9・28)
▽宇土	山本克則(4・1)
▽気仙沼	畠山邦夫(10・1)